

令和7年5月21日

## 国民健康保険の高額療養費等の算定誤りについて

この度、海外転入者の自己負担限度額の算定に誤りがあり、高額療養費等を過支給していたことが判明しました。

関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げるとともに、再発防止に努めてまいります。

### 記

#### 1 概要

海外転入者（1月1日に国内に住所を有していない海外からの転入者）の高額療養費の自己負担限度額適用区分が誤っており、一部で高額療養費及び入院時食事療養費の過支給がありました。

#### 2 世帯数及び金額

1世帯 計65,561円

#### 3 原因

海外転入者がいる世帯の高額療養費の自己負担限度額適用区分については、国民健康保険法施行令により、所得が0円であっても「課税世帯」とするよう規定されています。

国民健康保険システムでは、所得申告を基に課税・非課税の区分が自動判定されるため、海外転入者については個別に対応が必要ですが、職員の認識が不十分であったため事務処理に遺漏があったものです。

#### 4 対応状況

海外転入者がいる世帯について、規定されている正しい区分で判定されるようシステム内の情報を修正しました。また、調査により過支給が判明

した被保険者の方には、お詫びと説明を行ったうえで、返還をお願いしてまいります。

## 5 再発防止策

今回の事態を厳粛に受け止め、当該事務処理に関するマニュアルを改善するとともに、複数人でのチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。



市制施行 20 周年  
心ひとつに Akaiwa City

(問合せ先)

市民生活部 市民課 花谷

電話：086-955-1113（直通）